

様式第1号（第2条関係）

ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉢田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ヶ崎警察署、牛久警察署、稻敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理警察署、3 受理交番等、4 取扱者氏名、5 受理日時、6 遺失者住所・氏名・連絡先、7 遺失日時、8 遺失場所、9 物件（現金・物品）、10 物件区分、11 届出種別
記録範囲	遺失者（届出者）
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター
	(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

個人情報
条例個人情報

ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ヶ崎警察署、牛久警察署、稻敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理警察署、3 受理交番等、4 取扱者氏名、5 整理番号、6 受理日時、7 会計課受領日、8 拾得日時、9 拾得場所、10 物件区分、11 保管場所区分、12 拾得者の権利区分、13 施設占有者の権利区分、14 拾得者氏名等告知の同意区分、15 施設占有者氏名等告知の同意区分、16 拾得者区分、17 物件（現金・物品）、18 拾得者住所・氏名・連絡先、19 施設占有者受付日時、20 施設占有者氏名・住所・連絡先、21 埋蔵物区分、22 払出区分、23 払出日、24 遺失届受理番号、25 遺失者住所・氏名・連絡先
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない

記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978- 6</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978- 6</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	警備業者役員等ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1認定証番号、2認定証交付公安委員会、3主たる営業所が所在する都道府県、4主たる営業所の営業所番号、5受理警察署、6警備業者名、7警備業者の住所、8警備業者の電話番号、9法人等の種別、10代表者の氏名、11代表者の住所、12代表者の性別、13代表者の生年月日、14代表者の本（国）籍、15認定失効の事由、16認定年月日、17更新年月日、18変更年月日、19認定失効年月日、20返納年月日、21主たる営業所の営業所名称、22主たる営業所の所在地、23役員の役職、24役員の氏名、25役員の住所、26役員の性別、27役員の生年月日、28役員の本（国）籍、29営業開始年月日、30営業廃止年月日、31届出公安委員会、32管外営業所名称、33管外営業所所在地、34行政処分の登録警察本部、35処分番号、36処分事由、37処分の種類、38処分年月日、39処分対象者の氏名、40処分対象者の住所、41処分対象者の性別、42処分対象者の生年月日、43処分対象者の本（国）籍、44処分対象者の属性、45送致年月日、46起訴・不起訴の別、47行政処分営業所名称、48行政処分営業所停止期間
記録範囲	警備業者の役員及び代表者

記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>3、6、7、10、21、22、24、25、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る1及び2の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

(個人情報)
 (条例個人情報)

ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1資格、2業種等、3資格者証等の区分、4交付公安委員会、5資格者証等番号、6受理警察署、7氏名、8性別、9生年月日、10本（国）籍、11交付年月日、12書換年月日、13返納年月日、14行政処分の登録警察本部、15処分番号、16住所、17処分年月日、18処分事由、19送致年月日、20処分結果
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター

	(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。</p> <p>機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1認定証番号、2警備業者名、3受理警察署、4営業所番号、5管内営業所名称、6設置年月日、7管内営業所所在地、8管内営業所電話番号、9取り扱う警備業務の区分、10警備業務の種別、11現任責任者講習受講日、12変更年月日、13廃止年月日、14選任警備員指導教育責任者の配置状況、15選任警備員指導教育責任者の氏名、16選任警備員指導教育責任者の住所、17選任警備員指導教育責任者の性別、18選任警備員指導教育責任者の生年月日、19選任警備員指導教育責任者の業種等、20選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、21選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、22基地局番号、23基地局名称、24基地局所在地、25基地局電話番号、26選任機械警備業務管理者の氏名、27選任機械警備業務管理者の住所、28選任機械警備業務管理者の性別、29選任機械警備業務管理者の生年月日、30選任機械警備業務管理者の資格者証の交付公安委員会、31選任機械警備業務管理者の資格者証等番号、32待機所名称、33待機所所在地
記録範囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者

記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>警備業者に係る2、5、7、9、15及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る1、23、24、26、27、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

個人情報
 条例個人情報

ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>第1古物商及び古物市場主</p> <p>1受理年月日、2受理警察署、3許可証番号、4許可年月日、5許可の種類、6被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、7行商をしようとする者であるかどうかの別、8取引にHPを用いるかどうかの別、9ホームページURL、10主として取り扱おうとする古物の区分、11記事（別項目の入力内容の補足説明）、12代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15再交付日、16再交付理由、17変更年月日、18変更区分、19返納理由の発生年月日、20返納理由、21競り売りの形態、22競り売り日時、23競り売り開催場所、24競り売り開催場所を管轄する警察</p>

署、25自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28仮設店舗日時、29仮設店舗設置場所、30仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）

第2質屋

1受理年月日、2受理警察署、3許可証番号、4許可年月日、5被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本（国）籍、6営業所の名称及び所在地、7管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、8変更年月日、9変更区分、10廃業等届出種別、11廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、12休業期間、13再交付日

第3盗品取扱状況登録

1作成所属、2許可の種類、3許可証番号、4許可年月日、5営業所等所在都道府県、6営業所等整理番号、7盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分別、品名、合計数量、買取額又は貸付額

第4行政処分者

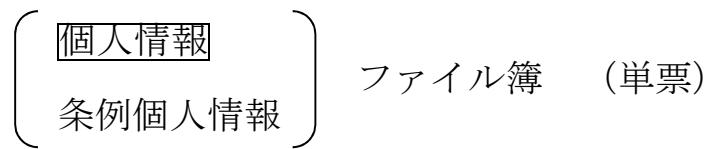
1作成所属、2許可の種類、3許可証番号、4許可年月日、5処分の種類、6聴聞公示日、7処分年月日、8公告年月日、9許可取消日、10処分コード、11処分理由、12記事（別項目の入力内容の補足説明）、13被処分者（被許可者）の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、14法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、15欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、16行政処分の対象となる営業所・古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、

	記事（別項目の入力内容の補足説明）	
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>第1の6から10及び12から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。</p> <p>第2の5から7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第8条第1項による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）


 ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1銃種、2許可証番号、3本（国）籍、4住所、5氏名、6職業、7性別、8生年月日、9登録事由発生年月日、10許可番号、11有効期間、12商品名等、13銃口径、14銃特徴、15銃番号、16銃全長、17銃身長、18適合実（空）包、19替え銃本身数、20替え銃身、21用途別、22管轄警察署、23追加打刻番号、24記事、25取消事由又は失効事由、26問題銃状態、27講習受講状況
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）

記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）


 ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1許可上申等課及び警察署、2許可等年月日、3行政処分等の区分、4営業停止等の期間、5送致又は調査終了から処分までの日数、6営業の種別、7併設営業の停止処分の有無、8送致の有無、9法人・個人の別、10違反態様等、11許可番号、12営業所の名称、13営業所等の所在地、14法人名、15法人の所在地、16代表者又は経営者の氏名、17代表者又は経営者の性別、18代表者又は経営者の生年月日、19代表者又は経営者の本（国）籍、20代表者又は経営者の住所、21管理者等の氏名、22管理者等の性別、23管理者等の生年月日、24管理者等の本（国）籍、25管理者等の住所、26役員の氏名、27役員の性別、28役員の生年月日、29役員の本（国）籍、30役員の住所、31広告宣伝で使用する呼称、32客の依頼を受ける方法、33電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35自動公衆送信装置設置者の住所、36電気通信設備の設置場所、37会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38会話

	の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40許可管理番号、41認定番号、42開始届出番号、43届出確認書等の書面の種別、44届出確認書等の交付年月日、45届出確認書等の交付番号、46客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47受付所・待機所の別、48映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49行政処分番号
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、廃業した年の翌年の1月1日を起算日として1年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、廃業した年の翌年の1月1日を起算日として1年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した年の翌年の1月1日を起算日として1年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）茨城県水戸市笠原町978番6
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第

	<p>2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	金属くず商管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	茨城県金属くず取扱業に関する条例（昭和32年3月条例第3号。以下「金属くず条例」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>第1許可</p> <p>1管轄警察署、2許可年月日、3許可証番号、4被許可者の氏名又は名称、住所（法人の本店所在地）、5法人の代表者氏名、6営業所の名称、所在地、7管理者氏名、住所、8返納年月日</p> <p>第2処分</p> <p>1管轄警察署、2許可年月日、3許可証番号、4被許可者の氏名又は名称、住所（法人の本店所在地）、5法人の代表者氏名、6営業所の名称、所在地、7違反種別、8処分状況</p>
記録範囲	金属くず商
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の4から7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、金属くず条例第7条第4項及び茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則（昭和32年5月公安委員会規則第3号）第5条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

個人情報
条例個人情報

ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	探偵業管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>第1探偵業者 1届出証明書番号、2受理警察署、3受理年月日、4受理番号、5法人等の種別、6探偵業者(1)商号、名称又は氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)電話番号、7営業所(1)名称(2)住所(3)設置年月日(4)種別、8広告宣伝をする時の名称、9代表者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、10廃止事由、11開始届出年月日、12変更届出年月日、13変更年月日、14再交付申請年月日、15再交付年月日、16廃止届出年月日、17廃止年月日、18訂正年月日</p> <p>第2役員 1届出証明書番号、2受理警察署、3受理年月日、4役員(1)役職(2)氏名(3)住所(4)生年月日(5)性別(6)本(国)籍、5開始届出年月日、6変更届出年月日、7変更年月日、8訂正年月日</p> <p>第3行政処分 1処分公安委員会、2処分番号、3届出証明書番号、4処分事由、5処分の種類、6処分年月日、7処分対象者の属性、8送致年月日、9起訴・不起訴の別、10廃止命令の有無(事由)、11探偵業者名、12処分</p>

	対象者(1) 氏名(2) 住所(3) 生年月日(4) 性別(5) 本(国) 籍、13行政処分営業所(1)名称(2)停止期間、14廃止年月日、15訂正年月日	
記録範囲	探偵業者の新規、変更、再交付、廃止及び訂正、法人の場合の役員の新規、変更及び訂正、探偵業者の新規行政処分及び処分の訂正	
記録情報の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>第1の6(1)、6(2)、7(1)、7(2)、7(4)、8、9(1)及び9(2)並びに第2の4(2)及び4(3)までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、探偵業法第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)第3条第1項による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

個人情報
条例個人情報

ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	出会い系サイト事業者管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	インターネット異性紹介事業（以下「出会い系サイト事業」という。）の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号、以下「出会い系サイト規制法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1届出受理番号、2届出受理課署、3届出受理年月日、4共同事業者番号、5法人・個人の別、6法人の名称、7法人の住所、8代表者の氏名、9代表者の生年月日、10代表者の性別、11代表者の住所、12代表者の本（国）籍、13事務所の所在地、14事務所の電話番号、15事務所のメールアドレス、16事業開始年月日、17事業変更年月日、18事業廃止年月日、19変更の事由又は廃止の事由、20備考、21役員登録の届出受理課署、22役員登録の届出受理年月日、23役員の氏名、24役員の生年月日、25役員の性別、26役員の住所、27役員の本（国）籍、28役員の就任年月日、29役員の退任年月日、30役員の変更の事由又は退任の事由、31呼称等登録の届出受理課署、32呼称等登録の届出受理年月日、33呼称管理番号、34広告又は宣伝で使用する呼称、35送信元識別符号、36児童でないとの確認の方法、37サイト運営開始年月日、38サイト運営終了年月日、39呼称等の変更の事由又は廃止の事由

記録範囲	都道府県公安委員会に対して出会い系サイト事業の開始、変更、廃止の届出をした事業者、共同事業者、当該届出をした事業者又は共同事業者が法人である場合の代表者及び役員	
記録情報の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	6から15まで、23から30まで及び34から38までの各記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、出会い系サイト規制法第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第2条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター</p> <p>(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番 6</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

個人情報
条例個人情報

ファイル簿 (单票)

個人情報ファイルの名称	利用カード等販売届出管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例(平成13年12月条例第68号。以下「テレクラ条例」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>第1 自動販売機による販売 1 氏名及び住所、2 自動販売機の名称、型式及び製造番号、3 設置場所、4 販売開始予定年月日、5 利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所の名称及び所在地等、6 その他、公安委員会規則で定める事項</p> <p>第2 営業所での販売 1 氏名及び住所、2 営業所の名称、3 営業所の所在地、4 販売開始予定年月日、5 利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所の名称及び所在地等、6 その他、公安委員会規則で定める事項</p>
記録範囲	利用カード等の販売業を営む者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター

	(所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>第1の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、テレクラ条例第5条第2項及び茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則（平成14年3月公安委員会規則第5号。以下「テレクラ条例施行規則」という。）第5条による。</p> <p>第2の記載項目の内容に変更があった場合の訂正については、テレクラ条例第6条第2項及びテレクラ条例施行規則第9条による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 茨城県水戸市笠原町978番6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない

備 考	
-----	--

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

個人情報
条例個人情報

ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	責任者選任届出書ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策第一課
個人情報ファイルの利用目的	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び同施行規則に基づく事業者に対する援助（責任者講習）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理年月日 2 受理番号 3 届出者事業所名・所在地・業種 4 責任者氏名・生年月日・役職名・連絡先・選任年月日
記録範囲	責任者選任届出者
記録情報の収集方法	責任者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター
	(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	茨城県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

ファイル簿 (单票)
 個人情報
 条例個人情報

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等の届出書ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通総務課
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者等の届出書の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記録項目	1 届出年月日、2 届出者（使用者）の氏名、住所、電話番号及びFAX又は法人の名称及び代表者の氏名、住所、電話番号及びFAX、3 選任年月日、4 安全運転管理者氏名、5 副安全運転管理者氏名、6 安全運転管理者生年月日、7 副安全運転管理者生年月日、8 運転の管理経験、9 職務上の地位、10 使用の本拠名称、11 使用の本拠位置、12 使用の本拠業種別、13 安全運転管理者の免許内容、14 副安全運転管理者の免許内容、15 安全運転管理者の勤務態様、16 副安全運転管理者の勤務態様、17 安全運転管理者の略歴、18 副安全運転管理者の略歴、19 使用の本拠地における自動車台数・運転者数、20 前安全運転管理者氏名、21 前副安全運転管理者氏名
記録範囲	現に安全運転管理者等の選任を受けている者、安全運転管理者等を解任された者
記録情報の収集方法	安全運転管理者に関する届出書、副安全運転管理者に関する届出書、運転の管理に関する経歴証明書、公的身分証明書の複写又は戸籍抄本又は住民票の写し、運転記録証明書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない

記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号（第2条関係）

ファイル簿 (单票)
 個人情報
 条例個人情報

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許センター
個人情報ファイルの利用目的	運転免許の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（5t限定）、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累計点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、

	5 1 満了日直前の誕生日、 5 2 有効期間区分、 5 3 初心者期間終了年月日、 5 4 初心講習済年月日、 5 5 再試験合格年月日、 5 6 若年運転者講習済年月日、 5 7 取消処分者等区分、 5 8 取消処分者講習受講年月日、 5 9 講習場所、 6 0 講習番号、 6 1 初心取消年月日、 6 2 初心取消理由、 6 3 再試験番号、 6 4 初回更新者区分、 6 5 特定失効等区分、 6 6 更新申請県、 6 7 命令種別、 6 8 指定場所、 6 9 指定等年月日、 7 0 受験等年月日、 7 1 認知機能検査年月日、 7 2 検査場所、 7 3 検査番号、 7 4 検査得点、 7 5 検査結果、 7 6 検査種別、 7 7 検査種類、 7 8 高齢者講習済年月日、 7 9 実車指導結果、 8 0 講習分類、 8 1 講習種別、 8 2 講習種類、 8 3 運転技能検査年月日、 8 4 運転技能検査特点、 8 5 免許の申請年月日、 8 6 免許の申請区分、 8 7 質問票等回答年月日、 8 8 質問票等回答内容、 8 9 虚偽記載判明年月日、 9 0 虚偽記載の有無、 9 1 運転経歴証明書番号、 9 2 運転経歴証明書交付年月日、 9 3 運転経歴証明書運転者区分、 9 4 顔写真
--	--

記録範囲	<p>1 現に運転免許を受けている者</p> <p>2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことがないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否または6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間</p> <p>3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間</p> <p>4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間</p> <p>5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間</p> <p>6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間</p> <p>7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間</p>
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター茨城県事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター

	(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978- 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規則第30条の12第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県警察本部警務部県民安心センター (所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978- 6	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。